

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の公布による。

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

立川市実費弁償条例（昭和38年立川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定による実費弁償並びに固定資産評価審査委員会、情報公開審査会、<u>個人情報保護審査会並びに審理員、審査庁及び行政不服審査会</u>の求めに応じ出頭した者に対する実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対し、これを行う。</p> <p>(1)～(9) ……略……</p> <p>(10) <u>立川市個人情報保護審査会条例（令和4年立川市条例第 号）第10条第2項の規定により、個人情報保護審査会</u>の求めに応じ出頭した者</p> <p>(11) <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、審理員若しくは審査庁又は行政不服審査会</u>の求めに応じ出頭した者</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定による実費弁償並びに固定資産評価審査委員会、情報公開審査会<u>及び個人情報保護審議会</u>の求めに応じ出頭した者に対する実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対し、これを行う。</p> <p>(1)～(9) ……略……</p> <p>(10) <u>立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）第5条第10項</u>の規定により、<u>個人情報保護審議会</u>の求めに応じ出頭した者</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（審理員、審査庁及び行政不服審査会に係る部分を除く。）及び第2条第1項第10号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。